



— 概要版 —

# 第3次辰野町地域福祉計画

令和6年度～令和10年度



## 計画策定の趣旨

近年、全国的に少子高齢化や人口減少が進行する中で、世帯構成や生活スタイルは多様化し、地域社会における支え合い機能の低下や、住民同士の関係性の希薄化が危惧されています。さらに、既存の支援制度の対象とならない制度の狭間の問題など、新たな課題が顕在化しており、地域を取り巻く状況はますます多様化・複雑化しています。

これらの課題の解決に向けては、行政、町民、団体、民間事業者、社会福祉協議会を含む社会福祉法人などが一体となって取り組むことが重要です。

「第2次辰野町地域福祉計画」の期間満了にともない、こうした社会情勢や国、県の計画及び町の関連計画などを踏まえ、「第3次辰野町地域福祉計画」を策定しました。

## 辰野町地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村の将来を見据え、地域福祉の理念や仕組み等の基本的な方向を定める計画です。

また、高齢者、障がい者、子育て、健康づくりなど福祉に関する町の個別計画を横断的につなぐ「上位計画」です。

さらに、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づき策定する地方再犯防止推進計画及び、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づき策定する市町村成年後見制度利用促進基本計画を包含しています。

基本理念

ともに理解し支え合う  
光と笑顔があふれる  
地域共生のまち  
たつの

「地域共生社会」とは  
制度・分野ごとの「縦割り」や  
「支え手」「受け手」という関係  
を超えて、地域住民や地域の多  
様な主体が参画し「人と人」「人  
と資源」が世代や分野を超えて  
つながることで、住民一人ひと  
りの暮らしと生きがい、地域を  
ともに創っていく社会とされて  
います。

3つの行動目標を掲げ施策を推進します

行動目標1

地域のつながりを深める

住民同士でつながり支え合う地域づくりを推進  
します。また、ボランティアや地域活動が活発に行  
えるよう、担い手となる人材の確保や育成や町民  
が参加しやすい環境やきっかけづくりを進めま  
す。

行動目標2

支援を充実する

町民一人ひとりが必要な時に適切な支援を受け  
られるよう、地域や関係団体などと連携し、包括的  
な支援体制を整備するとともに、サービスの充実や  
支援に取り組みます。また、権利擁護や生活困窮者  
支援、再犯防止などを推進し、多様な困難を抱える  
人への支援の充実を図ります。

行動目標3

安心・安全なまちをつくる

誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。  
また、日頃からの防災・防犯活動を充実し、意識向  
上を図るとともに、安全・安心に暮らせる地域の連  
携体制の整備を進めます。

施策と具体的な取組

1 支え合う意識の高揚

- ◆ 地域福祉に関する広報・啓発の推進
- ◆ 学校や地域における福祉教育の推進

2 地域における交流の促進

- ◆ 地域活動の促進
- ◆ 地域福祉の拠点づくり
- ◆ 多世代交流の促進



3 地域における福祉・  
支え合い活動の推進

- ◆ 住民同士の支え合いの促進
- ◆ 身近な見守り活動の活性化
- ◆ ボランティア活動や多様な住民活動の推進
- ◆ 地域活動者間の連携強化

1 相談支援体制の充実

- ◆ 包括的な相談体制のネットワークづくり
- ◆ 各種相談支援の機能強化



2 多様な困難を抱える人  
への支援の充実

- ◆ 生活困窮者等への支援
- ◆ 就労支援の充実
- ◆ 再犯防止の推進
- ◆ 専門職や組織間での連携強化

3 孤独・孤立化の防止

- ◆ 生きることへの支援
- ◆ 身近な居場所づくりの支援

4 福祉サービスの充実

- ◆ 各福祉分野のサービスの充実
- ◆ 新たなサービスの提供
- ◆ 福祉専門職等人材の育成支援
- ◆ 情報発信の充実



5 権利擁護の推進

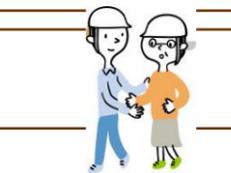
- ◆ 虐待防止の推進
- ◆ 権利擁護体制の充実

1 都市基盤の整備

- ◆ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- ◆ 移動支援の充実

2 防災・防犯対策の拡充

- ◆ 地域防災活動の促進
- ◆ 地域防犯活動の促進



辰野町再犯防止推進計画

- ◆ 就労・住居の確保
- ◆ 学校と連携した支援の実施
- ◆ 民間協力者の活動の促進等、広報、啓発活動の推進
- ◆ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ◆ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- ◆ 国・県・民間団体等との連携強化

辰野町成年後見制度利用促進計画

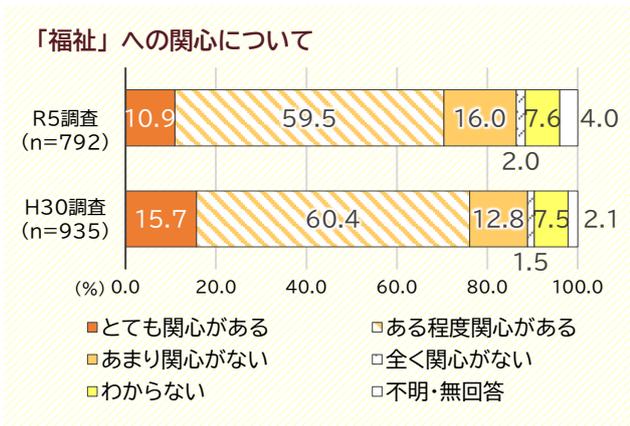
- ◆ 成年後見制度の周知・啓発
- ◆ 地域連携ネットワークの基盤整備
- ◆ 権利擁護支援に携わる人材の育成・活躍支援
- ◆ 早期発見・早期支援の推進
- ◆ 成年後見制度の利用促進

## アンケート調査結果からみる状況

### 「福祉へ」への関心が低下

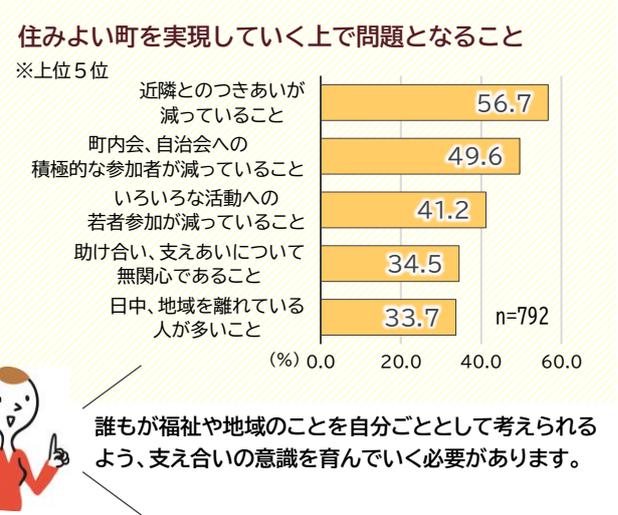
『関心がある』（「とても関心がある」と「ある程度関心がある」の合算）が70.4%、『関心がない』（「あまり関心がない」と「全く関心がない」の合算）が18.0%、となっています。

経年比較すると、『関心がある』が平成30年度の調査と比べてやや低くなっています。



### 住みよい町の実現に向けて、近所付き合いや地域活動への参加の減少が課題

「近隣のつきあいが減っていること」が56.7%と最も高く、次いで「町内会、自治会への積極的な参加者が減っていること」が49.6%となっています。



## 計画を推進する体制

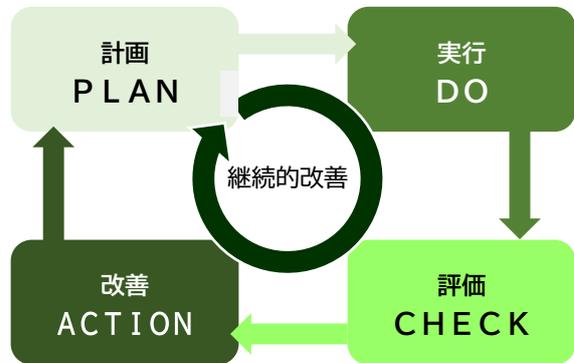
### 地域福祉推進の強化

地域福祉の主人公は町民や地域です。町民が地域福祉に関して理解を深め、各個人や地域全体で行動に移すことができるよう、地域福祉推進のための体制の整備、強化を図ります。また、各行政区において、地域福祉について考える機会を設け、課題を共有するとともに、町民の主体的な地域活動を促進します。

### 連携体制の強化

地域福祉施策やその他地域づくりに関連する事業を総合的かつ効果的に推進することができるよう、庁内はもとより、町民や関係団体、事業所、地域組織、関係機関、社会福祉協議会、行政等の組織の枠や、保健、医療、福祉、教育、労働等の分野の枠を超え、横断的に連携する体制の整備に取組ま

## 計画進捗の管理・評価



「第3次辰野町地域福祉計画」に基づき、地域福祉を推進するため、辰野町保健福祉推進委員会、社会福祉専門部会において、各施策や取組の進捗状況の把握、評価を定期的に行うとともに、その結果を公表します。

計画の進行管理・評価にあたり、計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)のPDCAサイクルを活用し、地域福祉を推進します。